

乗用自動車賃貸借契約書

委託業務の名称 山形県立山形職業能力開発専門校乗用自動車賃貸借サービス
賃貸借期間 令和8年4月15日から令和9年3月31日まで
賃借料 契約期間総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、
山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書賃貸借について、山形県立山形職業能力開発専門校長 ○○○○ を賃貸人とし、賃貸人 ○○○○ を受注者とし、次の条項により賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、この契約条項及び仕様書に従い、賃貸物件を設置するものとし、この契約上必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担によって行うものとする。

2 受注者は、仕様書等記載の物件（以下「この物件」という。）を契約書記載の賃貸借期間、仕様書等に従い発注者に賃貸するものとし、発注者は、その賃借料を受注者に支払うものとする。

3 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、役務の遂行上直接若しくは間接的に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第3条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、この契約内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中断することができる。この場合において、賃借料又は賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(保険)

第6条 受注者は契約期間中、受注者の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。この保険は、移動中の事故も含め、「火災」「自然災害（地震及び地震に起因する水災を除く）」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発事故」による損害を担保するものとし、この物件が損害を受けた場合、発注者は、受注者に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

(危険負担)

第7条 この契約の履行に関して、契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(物件の納入等)

第8条 受注者は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所(以下「履行場所」という。)へ仕様書等に定める日時までに納入し、使用可能な状態に調整した上、使用開始日から発注者の使用に供しなければならない。これに要する費用は、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。

2 発注者は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

3 受注者は、この物件を納入する上において当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。

(検査)

第9条 発注者は、必要があるときは、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。

2 前項の検査に直接必要な費用並びに検査のための変質、変形、消耗又はき損した物件に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(転売の禁止)

第10条 発注者は、この物件を第三者に転売してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾があった場合は、この限りでない。

(公租公課)

第11条 この物件に係る公租公課は、受注者が負担する。

(物件の管理責任等)

第12条 発注者は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 発注者は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、発注者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物件に故障が生じたときは、発注者は、直ちに受注者に報告しなければならない。

(物件の保守等)

第13条 受注者は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき受注者の負担で行わなければならない。

2 受注者は、発注者から前条第3項の報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、この契約書に保守料の定めがあるとき、又は故障の原因が発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(代替品の提供)

第14条 受注者は、この物件が使用不可となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、発注者の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を受注者の負担で発注者に提供するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、受注者が代替品を提供することとなったときは、第8条及び第9条の規定を準用する。

(賃貸物件の返還)

第15条 発注者は、賃貸物件を返還するときは、発注者が賃貸物件に設置した装置を発注者の費用をもって取り払ったうえ、現状のまま返還するものとする。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。
- 6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（談合等に係る契約解除）

第17条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟

法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賃借料の支払）

第18条 賃借料は、月額を翌月に受注者が発注者に請求するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、受注者の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
（遅延利息）

第19条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第16条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、その責めに帰する理由により第9条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第18条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

（引換え又は手直し）

第20条 受注者は、この物件を納入した場合において、その全部または一部が第9条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、引換え又は手直しの完了を検査の合格とみなして第9条の規定を準用する。

（使用開始日の延長）

第21条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により使用開始までにこの物件を納入することができないときは、受注者の申請により使用開始日を延長することができる。この場合において、使用開始日の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、賃貸借期間の賃借料の総額（既納部分がある場合は当該既納部分の賃借料相当額を控除した額）に年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が第9条第1項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には参入しないものとする。

(履行不能の場合の措置)

第 22 条 受注者は、この物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して使用開始日の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(疑義についての協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 5 日

発注者 山形市松栄二丁目 2 番 1 号
山形県立山形職業能力開発専門校
校長

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 受注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。